

(写)

平成 27 年度第 3 回新宿区特別職報酬等審議会議事録要旨

【日時】 平成 28 年 3 月 15 日 (火) 午後 4 時 00 分から

【会場】 区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

(出席委員) 大崎 秀夫 大室 新吉 くまがい 澄子
桑原 公平 佐々木 ひろ子 新妻 剛
濱田 一成 宮嶋 忍 渡辺 芳子
六田 文秀

(事務局) 総務部長 寺田 好孝 総務課長 山田 秀之
教育委員会事務局次長 中澤 良行 教育調整課長 木城 正雄
総務係長 和田 幸雄 総務係 原田 由紀

【会議概要】

1 定足数確認 (総務課長)

「新宿区特別職報酬等審議会条例第 6 条」に定める定足数については、10 名の委員の出席により会議が成立する旨報告

2 開会

3 議事録署名委員の選出

佐々木委員、新妻委員の 2 名を選出

4 諮問

区長から審議会に、「新宿区特別職の報酬等の改定について」意見を求めた。

5 事務局説明

資料について説明

- ・「特別職報酬等審議会への諮問事項」
- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正と新教育長及び教育長職務代理者の設置」

6 質疑応答

(宮嶋委員) 教育長職務代理者は教育委員の中から選ばれるのか。

(総務課長) そのとおり

(宮嶋委員) 5 人の教育委員に報酬は出ているのか。

(総務課長) 教育委員は、教育委員会定例会や臨時会、学校訪問、保護者との懇談などの活動をしており、それに対して月額報酬を支給している。支給額は、月額247,000円であるが、委員長職務代理者の職にある者は月額262,000円、委員長の職にある者は月額308,000円である。

(新妻委員) 新宿区が新制度になるのはいつからか。新宿区で考えている定数は何人か。活動内容のうち、教育委員会の臨時会は何を行うのか。教育委員会の定例会、臨時会以外にも様々な活動をしていると思うが、委員1人あたりの出席率はどのくらいか。

(総務部長) 区として4月から新制度に移行することで準備を行っている。定数については、教育長も教育委員に含まれるため現在6名であるが、新制度になると教育長は教育委員でなくなるため、教育委員は5名となる。ただし、教育委員会を構成する人数は6名であることは変わらない。

(教育調整課長) 教育委員会の定例会は月1回であるが、臨時会については月1回あるかないかの回数である。ただし、教科書採択の時期は、3～5回程度の臨時会を開催する。定例会はほぼ全員出席するが、臨時会は欠席する委員もいる。総合教育会議は5回開催したが、ほぼ全員が毎回出席した。学校訪問は、学校の状況の確認、校長の方針等の聴取、授業の見学、給食を食べる等のことを行っており、多い方で年15校程度訪問するが、少ない人は一桁の訪問回数の委員もいる。入学・卒業式はどちらも出る委員もいるし、どちらか1回という委員もいる。周年行事は年によって回数は異なるが、27年度は多く、委員1人1回は出席している。教育委員会の定例会、臨時会は当日だけでなく、1週間前に審議内容の資料を送らせていただき、あらかじめ中身を見ていただき、議論してもらっている。また、終了後に協議会も開催しており、意見交換や次回の案件の相談などを行っている。

(新妻委員) 教育委員は会議の出席や学校訪問等をする際に手当が出ているのか。

(教育調整課長) 費用弁償が1回2,500円支給される。

(渡辺委員) 任期は何年なのか。

(総務部長) 現在の任期は4年である。新制度となると教育委員は変わらず4年であるが、教育長は、区長の任期中に1回は教育長を任命することにするため、3年となる。

(濱田会長) 教育長は教育委員でなくなり、会議を主宰することとなるが、議決権はないのか。

(教育調整課長) 議決については、教育委員会に出席する者の過半数で決し、可否同数の場合は、新制度では、教育長が決すことになる。

(くまがい委員) 4月に総合教育会議が設置され、11月に教育大綱を策定したが、今まで教育委員会が独立でやっていたものが、首長が入った会議体ができたとことで何が変わったか。

(教育調整課長) これまでも年1回、区長と教育委員で懇談を行っていたが、法で定められた総合教育会議において、区長と教育委員で話し合いができるようになった。区長と教育委員の間に、教育委員会で策定した教育ビジョンや区長が考える子育てや地域づくりなどを共有したうえで、真摯な議論を経て教育大綱を策定することができた。このように教育行政において、区長と教育委員会が連携し、協力できるようになった。

(くまがい委員) 今後、どのように展開していく予定か。

(教育調整課長) 今後は年2回程度総合教育会議を開催する。年度のはじめに教育行政の現状を共有し、年度の後半には、教育行政の予算等を話し合う予定である。また、子どもの生命が脅かされる等の事態が発生した場合は、随時開催を行い、連携して対応していく。

(くまがい委員) 子どもを取り巻く環境が厳しくなり、事故も多くなっている。今後とも、地域の様々な声を吸い上げながら教育行政を行ってほしい。

(六田委員) 現在の教育委員会には、委員長職務代理者が置かれていて、月額262,000円支給されている。委員長職務代理者が教育長職務代理者となって、職務内容が追加されることもあると思うが、新しい制度に移行した場合の月額報酬について、同じ額で設定してほしいというのが諮問の趣旨ということで良いのか。

(総務部長) そのとおりである。本来であれば11月の報酬審議会の際に諮問できたものであったが、その時は新制度へ移行し、教育長職務代理者になったとしても、月額報酬が変わらなければ報酬審議会への諮問をせずに、条例改正が可能だと考えていた。しかし、その後の検討で、法の解釈上、教育長職務代理者は新たな職の設置となるということで、報酬審議会の意見を伺ったうえでの条例改正をすべきとなったことから、本日、報酬審議会へ諮問させていただいた。

(新妻委員) 新制度へ移行すると、教育委員会委員長はなくなるということか。

(総務部長) 新制度となった段階で廃止される。

(濱田会長) 議論いただきましたが、原案についていかがか。

(一同) 異議なし。

※休憩再開後

(濱田会長) 事務局に答申案文の朗読を求める。

(総務課長) 一答申案文朗読一

(濱田会長) 答申案文について、質問や意見はあるか。

(一同) 異議なし

(濱田会長) では、この答申案文の内容で答申する。以上で、本日の議事を終了する。区長からあった諮問に対する答申は、後で審議会を代表して区長に渡す。これで審議会は閉会する。

7 閉会

議事録署名委員	省 略	印
議事録署名委員		印